

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止等住民訴訟事件

原告 深沢洋子 外43名

被告 東京都知事 外4名

平成20年11月25日

ハッ場ダム住民訴訟最終弁論 公共事業論の弁論の要旨

原告ら復代理人

弁護士 西 島 和

公共事業としての不要性

第1 誰のための公共事業か

一般に、ダム事業等の公共事業は、社会資本整備という公益のために、行政機関の科学的、専門技術的知見に基づき計画・実施されるというのが建前である。

しかし、本件ダム事業は公益に資することのない事業である。公益に資することのない本件ダム事業が止まらないのは本件ダム事業が中止されることによって事業者である国交省が不利益を被るからであり、それ以上の理由はないことを明らかにする。

第2 公共事業官庁が公共事業を中止できない理由(甲A1・意見書)

1 公共事業は「ムダの制度化」として機能している

国民にとって不必要な公共事業が公共事業官庁に予算・権限・天下り先をもたらす不可欠な道具として制度化されている。

2 「惰性の圧力」

事業者が公共事業に一度着手して費用・労力を費やした以上、中止することができない、という「惰性の圧力」

第3 本件ダム事業を事業者である国交省が中止できない理由

1 ムダの制度化 本件ダム事業による天下り(再就職)先の確保

国交省職員が再就職している法人・業者へ入札ないし随意契約によって発注

- 入札

ハッ場ダム事業関連落札業者への再就職 平成15年から17年の落札業者43業者へ、合計75名が再就職 平成18年度は33名

本件ダム関連事業の落札率は、軒並み90%を超える

- 随意契約

平成13年から18年度の間に72事業(契約金額総額27億1200万3000円)

を随意契約で発注、14業者へ23名が再就職

- 談合

昭和57年2月の国会 大成建設(株)と前田建設工業(株)のジョイントベンチャーが受注
予定

平成19年7月、本体工事につながる転流工の工事を大成建設(株)が受注

2 ムダの制度化 本件ダム事業による予算獲得

- 役人の命は『予算確保』 近年、利根川の治水予算は、年を追う毎に漸減しているが、本件ダム事業に関する予算だけは年々増額されている
- 「工期延長に伴う事業費の増額」の繰り返し 「小さく生んで大きく育てる」 「打ち出の小槌」

3 情性の圧力

計画地に本件ダム事業をもちこんだ国交省が地域の分断と衰退をもたらしてきた以上、本件ダム事業が中止された際には、国交省に対する批判、責任追及がなされることは必至である。予定地住民の抗議に耳を傾けることなく費用と労力をかけてダム計画を推進してきた経緯が、国交省にとって本件ダム計画を中止できない「情性の圧力」のひとつになっている。

第4 公共事業の必要性に対する厳しい司法審査が必要である

- 1 本件ダムが公益に資さないことが誰の目にも明らかになれば、本件ダム計画を維持することはできなくなるであろう。そこで、国交省は、以下のとおり、本件ダム事業が必要であるかのようにみせかけ、本件ダム計画を維持するため、さまざまな措置を講じている。

- 2 国交省による必要性の説明等には全く根拠がない。

数値の改変、根拠のない数値の計上(年間観光客739万人、洪水調節便益8276億円 etc)、
根拠資料不存による追試不能、不必要な本件ダム事業に対し国民の理解を得るため、事業の
必要性を訴える広告を掲載(広告料合計 H16.4 ~ H18.12 : 1億720万円余)

- 3 まとめ

国交省は、「専門技術的知見」を隠れ蓑として、同省の利益をまもるために本件ダムが必要であると主張しているにすぎない。厳しい司法審査がなされなければならない。